



大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ皇

ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範

リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシ

第四條 天皇ハ國ノ元

總攬シ此ノ憲法ノ

五條 天皇ハ

令和二年度国立公文書館所蔵資料展

近代日本の はじまりと 高知県

年七月十四日

發藩展覧ノ詔
取惟ノニ更始ノ時ニ際シ内以テ德此
萬國ト對峙セント欲エハ宜ク名実相
シムムヘシ朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ儀
藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム然レ
シキ域ハ其名アリテ其實學ヲシテ者
兆ヲ保母シ萬國ト對峙スルヲ得シ
行テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト為ス是レ
有テ無實ノ弊ヲ除キ朕令

2021

1.31(日) - 2.28(日)

9:00 - 17:00 期間中無休 入場無料

高知県立公文書館

1階展示室 (高知県高知市丸ノ内1丁目1番10号)

主催 | 独立行政法人国立公文書館、高知県立公文書館
協力 | 高知県立高知城歴史博物館、高知市立自由民権記念館

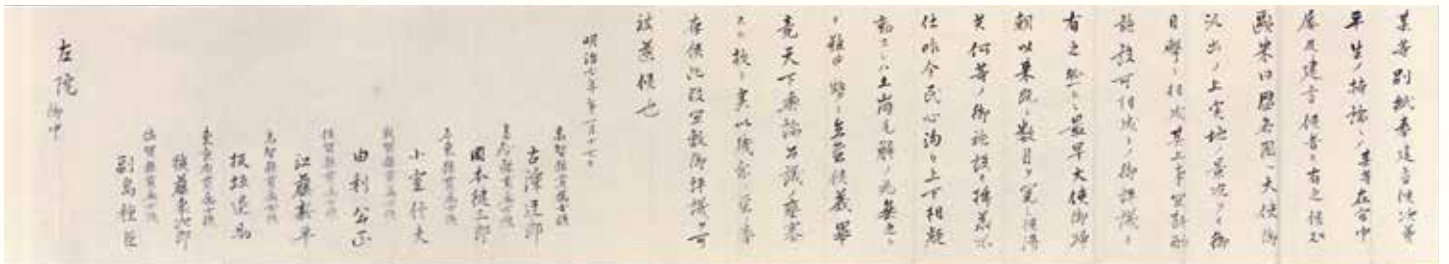
独立行政法人
国立公文書館
NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN



高知家ノ歴史

近代日本の はじまりと 高知県

国立公文書館は国の機関等から移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧や展示、デジタルアーカイブなどを通じて利用に供しています。このたび、令和2年4月に開館を迎えた高知県立公文書館において、「近代日本のはじまりと高知県」と題した展示会を開催します。本展では、「大日本帝国憲法」などの近代日本の歴史に関する資料や、「民撰議院設立建白書」などの高知県に
関係の深い資料を、高知県立公文書館の所蔵資料とあわせて展示し、明治時代前期の日本と高知県のあゆみをたどります。



民撰議院設立建白書 【国立公文書館所蔵、原本】

明治7年(1874)1月17日、板垣退助らによって当時の左院(立法審議機関)に提出され、自由民権運動の先駆けとなった建白書として知られています。画像は建白書に付された前文で、前年に政府を去った板垣退助たちが、政府に対する国民の信頼が失われていることに危機感を持ち、建白書を提出したことが書かれています。末尾には、板垣退助や後藤象二郎、古澤迂郎、岡本健三郎など、高知県に関わりの深い人物の名前が確認できます。



大日本帝国憲法 【国立公文書館所蔵、複製】

明治22年(1889)2月11日、大日本帝国憲法が公布されました。画像は、大日本帝国憲法の公布原本です。公布原本とは、法律等の公布に際して、天皇の御名御璽や関係する国务大臣の副署が入った文書です。

大日本帝国憲法では、天皇が国の元首として位置づけられ、法律の範囲内で、国民に居住の移転や言論の自由などが認められました。また、帝国議会が設けられ、立法権、行政権、司法権の三権分立が定められました。



県民グラフ No.90 【高知県立公文書館所蔵】

「県民グラフ」は高知県が昭和34年(1959)から平成6年(1994)まで発行した広報誌です。昭和43年(1968)12月に発行されたNo.90には、同年11月15日に土佐女子高校講堂で行われた明治百年記念式典の様子が報じられています。会場の舞台には明治維新で活躍した武市瑞山、中岡慎太郎、坂本龍馬、吉村虎太郎の肖像が並び、約2,000人の人々が献花をし、先人が成し遂げた偉業に思いをはせました。

1月31日(日)に国立公文書館の展示企画担当者が解説いたします。詳しくはホームページ等でご確認ください。

高知県立公文書館

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目1番10号
TEL:088-856-5024 FAX:088-856-5014 E-mail:110202@ken.pref.kochi.lg.jp
https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110202/

アクセス

路面電車、バスのご利用 | 「高知城前」下車、高知城方面徒歩5分「山内一豊公像」北側
お車のご利用 | 駐車場はありませんので、近隣有料駐車場をご利用ください

